

(協定附属書IVのマレーシアの表に関する日本国政府とマレーシア政府との間の書簡(仮訳))

(日本側書簡)

東京、2018年3月2日

マレーシア国際貿易産業大臣
ムスタパ・モハメド閣下

本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「協定」という。)の2018年3月8日の署名に関連して、次の了解を確認する光栄を有します。

1. 日本国政府は、協定附属書IVのマレーシアの表の留保事項2の適合しない活動の範囲の(a)から(l)までに規定するペトロナス社に関するマレーシア政府の約束を高く評価し、同時に、マレーシアにおけるこの特定の約束に係る機微を承知している。
2. これに関連し、日本国政府及びマレーシア政府は、協定がマレーシアについて効力を生ずる日の後5年間、上記1に規定するマレーシア政府の約束についての協議を継続する。日本国政府は、その期間中、当該約束に関し、協定第28章(紛争解決)の規定に基づく紛争解決を利用することを差し控える。両国は、その期間の後、その期間の後にとられるべき行動について決定することを目的として当該協議について見直しを行う。

本大臣は、更に、この書簡及び閣下の返簡が日本国政府とマレーシア政府との間の共有された了解を確認することを提案する光栄を有します。

日本国経済再生担当大臣
茂木敏充

(マレーシア側書簡)

2018年3月5日

日本国経済再生担当大臣
茂木敏充閣下

本大臣は、2018年3月2日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、マレーシア政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

マレーシア国際貿易産業大臣
ムスタパ・モハメド